

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年9月27日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第4号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「合計額の100分の10」の右に「(東京都の特別区の区域内に存する勤務公署に勤務する職員にあつては100分の20)」を加える。

第31条第1号中「給料月額と」を「給料月額及び」に改め、「定額との合計額の100分の110に相当する額」を「定額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額」に改める。

第31条2号中「給料月額の100分の110に相当する額」を「給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」に改める。

第33条の2第1号中「給料月額の100分の110に相当する額の2分の1に相当する額を超えるときは、給料月額の100分の110に相当する額」を「給料月額及び管理職手当のうち毎月支給される定額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額(以下、「給与基礎額」という。)の2分の1に相当する額を超えるときは、給与基礎額」に改める。

第33条の2第2号中「ア 給料月額の100分の110に相当する額」を「ア 給与基礎額」に改め、「イ 給料月額の100分の110に相当する額」を「イ 給与基礎額」に改める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)